

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年3月25日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第8号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部改正)

第1条 上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例(平成12年上尾市条例第
25号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項手数料の金額の欄第1号ア中「7,000円」を「8,
000円」に改め、同号イ中「1万4,000円」を「2万円」に改め、
同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中
「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000
円」を「3万6,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでを
カからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表第1の11の項事務の種類欄中「第18条第19項」を「第18
条第28項」に改め、同項を同表13の項とし、同表10の項事務の種類
欄各号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項を
同表12の項とし、同表9の項事務の種類欄中「第18条第19項」を
「第18条第28項」に改め、同項手数料の金額の欄第1号エ中「500
平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を
「2万7,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカから
ケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万3,000円

別表第1の9の項を同表11の項とし、同表8の項事務の種類欄第1
号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「同条第21項」
を「同条第30項」に改め、同欄第2号中「第18条第16項」を「第1

8条第20項」に、「同条第21項」を「同条第30項」に改め、同項を同表10の項とし、同表7の項事務の種類のカラム「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同項手数料の金額のカラム第1号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万3,000円」を「2万8,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万6,000円

別表第1中7の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	要確認特定建築行為 又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	5の項手数料の金額のカラム(1)又は8の項手数料の金額のカラム(1)の額に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 (1) 床面積の合計が ア 30平方メートル以内のもの 3,000円 イ 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 5,000円 ウ 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 6,000円 エ 200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの
--	---	--

		<p>の 7, 000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 8, 000円</p> <p>カ 500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの 1万1, 000円</p> <p>キ 1, 000平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの 1万6, 000円</p> <p>ク 2, 000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 4万1, 000円</p> <p>ケ 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 6万6, 000円</p> <p>コ 5万平方メートルを超えるもの 13万3, 000円</p> <p>(2) (1)の床面積の合計は、市長が別に定める算定方法によって算定する。</p>
--	--	--

別表第1の6の項事務の種類のカ欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項事務の種類のカ欄第

1号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「8に」を「10の項に」に改め、同欄第2号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「8に」を「10の項に」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項事務の種類欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「7に」を「8の項及び9の項に」に改め、同項手数料の金額欄第1号ア中「1万4,000円」を「1万5,000円」に改め、同号イ中「1万7,000円」を「2万4,000円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万5,000円」を「3万7,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

<p style="text-align: center;">オ 300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 4万2,000円</p>

別表第1中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

<p>3 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエ</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>	
		<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。）</p>	<p>1の項手数料の金額の欄(1)アからコまでの額に、次に定める額を加算した金額 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1</p>

エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）

万4,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メー

			<p>トル未満のもの の 6 万 8 , 0 0 0 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 8 万 8 , 0 0 0 円</p>
		<p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 2 項及び第 1 2 条第 3 項の規定に基づくものに限る。）</p>	<p>1 の項手数料の金額の欄(1)アからコまでの額に、次に定める額を加算した金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 7 , 0 0 0 円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの 8 , 0 0 0 円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそ</p>

		<p>れぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万4,000円</p>
--	--	--

別表第2の1の項事務の種類のカラム「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

(上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一

部改正)

第2条 上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例(平成21年上尾市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の金額の欄第1号中「第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書」を「第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。3の項において同じ。)」に改め、同表2の項手数料の金額の欄中「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同欄第1号ア中「この項」を「この号」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「1万4,000円」を「2万円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「3万6,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表2の項手数料の金額の欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万

4, 000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6, 000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7, 000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 4万3, 000円

c 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 6万8, 000円

d 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 8万8, 000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7, 000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8, 000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3, 500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 2万1, 500円

c 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 3万4, 000円

d 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 4万4, 000円

別表 3 の項手数料の金額の欄中「第 6 条の 2 第 5 項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは」を「第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の」に改め、同表 4 の項手数料の金額の欄中「又は(3)」を「から(4)まで」に改める。

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第 3 条 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成 25 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項手数料の金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次のように加える。

- (4) (1)以外の場合で、省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 2 万 9,000 円
- (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 3 万 3,000 円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 5 万 9,000 円
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 10 万円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 17 万 5,000 円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 25 万 6,000 円

別表 2 の項手数料の金額の欄中「1 の項手数料の金額の欄(1)アからウまで又は(2)アからオまでに定める額」を「1 の項の手数料の金額の欄に規定する合算して得た金額」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同欄第

1号ア中「この項」を「この号」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「1万4,000円」を「2万円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「3万6,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表2の項手数料の金額の欄中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

平方メートル未満のもの 6万8,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 8万8,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万4,000円

別表3の項手数料の金額の欄中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

(4) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 12万8,000円

別表4の項手数料の金額の欄中「3の項の手数料の金額の欄(1)アからウまで又は(2)アからオまでに定める額」を「3の項の手数料の金額の欄に規定する合算して得た金額」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改める。

(上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第4条 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例（平成28年上尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表1の項事務の種類欄中「第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項手数料の金額の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下(イ)から(エ)まで、(2)イ及び(4)イ並びに2の項(1)イ、(2)イ及び(4)イ並びに7の項(1)イ、(2)イ及び(4)イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5万2,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万4,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下(イ)から(キ)まで、(5)及び(6)並びに2の項(1)ウ、(5)及び(6)並びに7の項(1)ウ、(5)及び(6)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1万9,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万1,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万9,000円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 18万8,000円

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 23万5,000円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4万4,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13万5,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 23万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 33万円

(3) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3万8,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万6,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12万1,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 18万3,000円

(4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 10万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 17万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 25万6,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 33万4,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43万2,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 61万6,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 75万9,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 89万8,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 102万4,000円

(6) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適

合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10万2,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13万円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 17万1,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 27万7,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 36万2,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 43万5,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万円

別表6の項を削り、同表5の項事務の種類欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項手数料の金額欄中「3の項」を「4の項」に、「4の項」を「5の項」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項事務の種類欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「5の項」を「6の項」に改め、同項手数料の金額欄中「2の項」を「3の項」に改め、同欄第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

(4) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 12万8,000円

別表4の項を同表5の項とし、同表3の項事務の種類のカラム「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項手数料の金額のカラム「2の項」を「3の項」に、「又は(3)」を「から(4)まで」に改め、同カラム第1号ア中「この項」を「この号」に、「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イ中「1万4,000円」を「2万円」に改め、同号ウ中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「3万6,000円」に改め、同号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表3の項手数料の金額のカラム第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

(3) 法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

る額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万8,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 8万8,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4
万4,000円

別表3の項を同表4の項とし、同表2の項事務の種類のカラム「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「3の項」を「4の項」に改め、同項手数料の金額のカラム第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号イ(ア)中「及び(2)イ並びに4の項(1)イ及び(2)イ」を「、(2)イ及び(4)イ並びに5の項(1)イ、(2)イ及び(4)イ」に改め、同カラム第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

- (4) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 10万円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 17万5,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 25万6,000円

別表中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費	計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 法第29条第3項に
--------------------------------------	------------------------------	--

性能適合性判定

規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1万1,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
2万6,000円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メ
ートル以上のもの
4万7,000
円

ウ 非住宅用途を含む
建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定
める額

(ア) 床面積の合計が
300平方メート
ル未満のもの
5,500円

(イ) 床面積の合計が
300平方メート
ル以上1,000
平方メートル未満
のもの 9,50
0円

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メ
ートル以上2,0
00平方メートル
未満のもの 1万
5,500円

(エ) 床面積の合計が
2,000平方メ
ートル以上5,0
00平方メートル
未満のもの 4万
7,000円

(オ) 床面積の合計が

5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 7万4,500円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 11万7,500円

(2) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建

建築物の住宅部分 次
に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める
額

(ア) 床面積の合計が
300平方メート
ル未満のもの 4
万円

(イ) 床面積の合計が
300平方メート
ル以上2,000
平方メートル未満
のもの 6万7,
500円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メ
ートル以上5,0
00平方メートル
未満のもの 11
万5,000円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メ
ートル以上のもの
16万5,00
0円

(3) (1)以外の場合で、省
令第1条第1項第2号
イ(2)及びロ(2)に定める
基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応
じそれぞれ次に定め
る額

(ア) 床面積の合計が
200平方メートル未満のもの 1
万円

(イ) 床面積の合計が
200平方メートル以上のもの 1
万1,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル未満のもの 1
万9,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの 3万3,
000円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,0
00平方メートル未満のもの 6万
500円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル以上のもの
9万1,500

円

(4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が

2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 8万7, 500円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの
12万8, 000円

(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3, 500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの
16万7, 000円

ウ 床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 21万6, 000円

エ 床面積の合計が2, 000平方メー

トル以上5,000
平方メートル未満の
もの 30万8,0
00円

オ 床面積の合計が
5,000平方メー
トル以上1万平方メ
ートル未満のもの
37万9,500円

カ 床面積の合計が1
万平方メートル以上
2万5,000平方
メートル未満のもの
44万9,000
円

キ 床面積の合計が2
万5,000平方メ
ートル以上のもの
51万2,000円

(6) (1)以外の場合で、省
令第1条第1項第1号
ロに定める基準に適合
するもの 次に掲げる
区分に応じそれぞれ次
に定める額

ア 床面積の合計が3
00平方メートル未
満のもの 5万1,
000円

イ 床面積の合計が3
00平方メートル以
上1,000平方メ
ートル未満のもの

		6万5,000円
		ウ 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未満の もの 8万5,50 0円
		エ 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未満の もの 13万8,5 00円
		オ 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上1万平方メ ートル未満のもの 18万1,000円
		カ 床面積の合計が1 万平方メートル以上 2万5,000平方 メートル未満のもの 21万7,500 円
		キ 床面積の合計が2 万5,000平方メ ートル以上のもの 25万5,000円

別表7の項事務の種類のカラム中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同項手数料の金額のカラムを次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げ

る額を合算して得た金額

- (1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2, 500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1万1, 500円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 2万6, 000円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 4万7, 000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの 9, 500円

(ウ) 床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1万5, 500円

(エ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 4万7, 000円

(オ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 7万4, 500円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5, 000平方メートル未満のもの 9万4, 000円

(キ) 床面積の合計が2万5, 000平方メートル以上のもの 11万7, 500円

- (2) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定め

る基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万7,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 11万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 16万5,000円

(3) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万1,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万1,500円

(4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同

号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万9,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 5万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8万7,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 12万8,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16万7,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21万6,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万8,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万9,500円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 44万9,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万2,000円

- (6) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1,000円
 - イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 6万5,000円
 - ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万5,500円
 - エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 13万8,500円
 - オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 18万1,000円
 - カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 21万7,500円
 - キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 25万5,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（以下「新建築基準法手数料条例」という。）別表第1の1の項（次項に掲げるものを除く。）及び2の項第1号（手数料の金額の欄第1号の規定に限る。）、第2条の規定による改正後の上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新長期優良住宅手数料条例」という。）別表2の項、第3条の規定による改正後の上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新低炭素化手数料条例」という。）別表2の項並びに第4条の規定による改正後の上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新省エネ手数料条例」という。）別表1の項及び4の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の

例による。

- 3 新建築基準法手数料条例別表第1の1の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、2の項第1号（手数料の金額の欄第2号及び第3号の規定に限る。）、5の項、8の項、9の項、11の項及び12の項第1号、新長期優良住宅手数料条例別表4の項、新低炭素化手数料条例別表4の項並びに新省エネ手数料条例別表6の項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年上尾市条例第35号）附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料については、新低炭素化手数料条例別表3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。